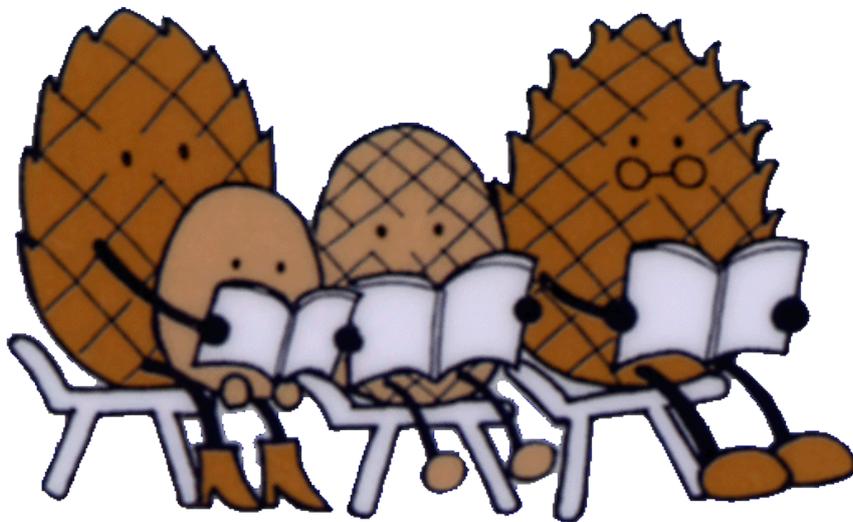

図書館要覧

令和2年版



草加市立中央図書館

草加市立中央図書館は令和2年4月で20周年を迎えました。

目次

1 運営方針、事業計画

- ① 令和2年度図書館運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ② 令和2年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～4

2 図書館案内

- ① 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～8
- ② 中央図書館概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- ③ 組織と事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ④ 職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ⑤ 職員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ⑥ 館内配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・11～13
- ⑦ 中央図書館サービスネットワーク図・・・・・・・・・・14
- ⑧ 公民館・文化センター図書室の概要・・・・・・・・・・15～17

3 予算・決算

- ① 図書館予算・決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

4 図書館統計

- ① 令和元年度文化活動状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・19～20
- ② 入館者数及び登録者数・・・・・・・・・・・・・・・・21～22
- ③ 貸出状況、蔵書状況・・・・・・・・・・・・・・・・23
- ④ 蔵書内訳の推移・・・・・・・・・・・・・・・・24
- ⑤ 館内設備等利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・25
- ⑥ 相互貸借利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・26
- ⑦ 図書館の地域サービス利用状況・・・・・・・・・・27
- ⑧ 障がい者サービス利用状況・・・・・・・・・・28

5 図書館協議会

- ① 協議会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・29
- ② 協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・29

6 ボランティア

- 図書館ボランティア草加（LVS）の活動紹介・・・・・・・・30

7 関係条例・例規等

- 草加市立図書館設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 草加市立図書館管理規則・・・・・・・・・・・・・・・・31～34
- 草加市立図書館資料収集方針・・・・・・・・・・35～36
- 草加市立図書館資料の保存・除籍（廃棄）基準・・・・36～37
- 草加市立図書館協議会条例・・・・・・・・・・37～38
- 図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱・・・・38～39

1 運営方針、事業計画

① 令和2年度図書館運営方針

開館20周年を迎える中央図書館では、空調設備の改修及び照明器具LED化の工事を完了し、また本市の情報拠点にふさわしい図書館となるべく3階一般室にWi-Fiを導入したインターネットコーナーを設置し、一部休止していた図書館業務を再開します。

いつでもどこからでも利用可能な電子図書館における電子書籍の充実や魅力ある蔵書の整備、6公民館図書室等とのネットワークの活用により、図書館資料を効果的・効率的に提供します。

小中学校や関係諸機関、読書に携わる市民や団体とも連携して草加市子ども読書活動推進計画を積極的に推進し、子どもが読書に親しむ環境の充実を図ります。

これらを踏まえ、令和2年度においては以下を重点施策として図書館を運営してまいります。

- 1 中央図書館と6公民館図書室等の資料の新陳代謝に努め、図書館ネットワークを活用して、効果的・効率的に図書館資料を提供します。
- 2 郷土資料の充実、草加にゆかりのある資料の収集、人権及び平和に関する資料の充実を図ります。
- 3 3階一般室にWi-Fiを導入したインターネットコーナーを設置し、利用者が自ら調べる環境の充実を図ります。
- 4 来館が難しい障がい者や高年者、視覚による表現の認識が困難な利用者に対して、音声読み上げ機能や文字拡大機能付きの電子書籍を提供します。
- 5 調べ学習及び総合学習への資料提供を通じ小学校の読書活動を支援します。
- 6 文化事業等の開催やギャラリー展示により、市民へ生涯学習の発表の場を提供するとともに、市民文化の増進及び生活課題の解決に役立つ情報を発信します。また、開館20周年記念事業講演会を開催します。
- 7 中学生や高校生の勉強場所として、定期試験前等の土・日曜日・祝日に集会室を開放します。
- 8 快適な利用環境を提供するため、中央図書館空調設備等改修工事（空調設備の改修及び照明器具のLED化）を完了し、一部休止していた図書館業務を再開します。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止図書館運営管理基準に基づき、感染拡大防止対策を講じながら開館します。

（館内滞在時間の制限＜120分以内＞、座席数の削減、返却資料の留め置き＜24時間以上＞、書籍除菌機の設置＜図書館2台、6公民館・文化センター各1台＞）。

1 運営方針、事業計画

② 令和2年度事業計画

No.	事業名	事業概要	期間回数
1	図書・その他の資料の充実及び効果的・効率的な提供	中央図書館、6公民館図書室、地域開放型図書室及びサービスコーナーの資料の新陳代謝に努めます。また、それぞれ特色ある資料の配架を行い、地域開放型図書室やサービスコーナーは、学校や地域のニーズに即した運営を行います。	通年
		図書館ホームページからの予約を促進し、中央図書館と6公民館図書室、地域開放型図書室及びサービスコーナーを結ぶ図書館ネットワークを活用します。	通年
	他の公立図書館との相互貸借や獨協大学図書館との連携により、本市が所蔵していない図書館資料も利用者に提供できるよう努めます。	6月以降	
	誰もが使いやすい図書館サービスの充実	いつでもどこからでも利用可能な電子図書館の充実を図り、来館が難しい障がい者や高齢者、視覚による表現の認識が困難な利用者に対しても音声読み上げ機能や文字拡大機能付きの電子書籍を提供します。	通年
	視覚障害者等、視覚による表現の認識が困難な利用者に対して、点字資料、大活字本、LLブック、布絵本等やコミュニケーションボード、拡大読書器等を提供します。	8月以降	
	視覚障害者等、視覚による表現の認識が困難な利用者に対して、音訳協力者による対面朗読及び録音図書(DAISY)の作成・提供を行います。	8月以降	
2	郷土資料等の充実	郷土資料の充実を図ります。また、奥の細道やドナルド・キーン等、草加にゆかりのある資料の収集に努めます。	通年
		人権及び平和に関する資料の充実を図り、広く利用者に紹介します。	通年
3	レファレンスの充実	3階一般室にWi-Fiを導入したインターネットコーナーを設置し、利用者が自ら調べる環境の充実を図ります。	8月以降
		生活課題の解決や身近な調べ物の相談窓口であるレファレンスの機能を充実し、調べ物に役立つ図書等をわかりやすく紹介するパスファインダー等の資料や情報を積極的に発信します。	通年
4	学校や地域との連携	中央図書館、6公民館図書室、地域開放型図書室及びサービスコーナーの資料の新陳代謝に努めます。それぞれ特色ある資料の配架を行い、地域開放型図書室やサービスコーナーは、学校や地域のニーズに即した運営を行います。【再掲】	通年
		小学生の図書館見学、中学生の社会体験事業、大学生のインターンシップに協力するとともに、図書館事業の啓発に努めます。	随時
		市民ボランティアと連携・協力のもとに図書館サービスを進めます。	8月以降

1 運営方針、事業計画

② 令和2年度事業計画

No.	事業名	事業概要	期間回数
5	5-① 計画の積極的な推進	草加市立図書館協議会を開催し、図書館奉仕に係る意見の聴取や草加市子ども読書活動推進計画の進捗管理を行います。	年3回
		草加市子ども読書活動推進計画庁内推進会議及び同ワーキンググループを開催し、庁内や高等学校、幼稚園、保育園で実施している子どもの読書活動に係る取組を草加市立図書館協議会の資料としてとりまとめるとともに、情報の共有を図ります。	年3回
	5-② 児童サービスの推進	調べ学習及び総合学習への資料提供を通じ小学校の読書活動を支援します。	通年
		「こんにちは赤ちゃん訪問」の機会や子ども関連施設等への配置により、0～2歳児を対象とした「赤ちゃんにも絵本を！」等のブックリストを届け、家庭での読み聞かせを支援します。	通年
		職員や市民ボランティアによる乳幼児や小学生向けの読み聞かせを開催し、親子で本と触れ合う機会の提供や読書活動の推進を図ります。 ※7月以前は他の公共施設で実施します。	7月以前 月2日 8月以降 週4日
		読み聞かせ講習会を開催し、読み手の技術向上を図ります。	年3回
		幼児・児童向けの工作会を開催し、図書館の利用を促進するとともに児童書に親しむ機会につなげます。	年3回
		「おはなし会」、「影絵劇」、「親子寄席」等の開催により、読書に親しむ機会を提供し読書活動の推進を図ります。	8月以降
		小中学校と連携して実施する「ビブリオバトル・草加の陣」の開催や紹介された本の特設コーナーの開設により、子ども読書活動の推進を図ります。	年1回
		保護者や幼児・児童を対象としたおすすめ本の情報誌「じどうしつだより」を6月以降毎月1回発行し、子ども関連施設等への配置により図書館の利用を促進するとともに家庭での読書活動を支援します。	4月以降
		読書記録マラソン帳や読み聞かせカードの活用、ブックリストの充実等により、子どもの読書意欲を高めます。	通年
		5-③ ヤングアダルトの読書推進	ヤングアダルト（YA・中高生）におすすめしたい本の情報誌「Ya-Room.com」を年4回発行し、市内中学校・高校に向けた情報発信により図書館利用のきっかけづくりと子ども読書活動の推進を図ります。
	スマートフォンから利用可能な電子図書館にヤングアダルトにおすすめの文学作品を充実させ、子ども読書活動の推進を図ります。		通年

1 運営方針、事業計画

② 令和2年度事業計画

No.	事業名	事業概要	期間回数
6	読書に親しむ環境の整備	図書館ホームページの更新を適宜行い、図書館の利用案内や読書活動の推進に関する情報提供を図ります。	通年
		文化講演会の開催やギャラリー展示により、市民へ生涯学習の発表の場を提供し、市民文化の増進及び生活課題の解決に役立つ情報を発信します。	8月以降
		視聴覚資料を使用した一般向けの大人の映画会や木曜シアター、幼児向けの子ども映画会を開催し、幅広い年代の読書活動を推進します。 ※7月以前は他の公共施設で実施します。	7月以前 随時 8月以降 月1回
		開館20周年記念事業講演会・朗読劇を開催します。	年2回
7	快適な利用環境の整備・維持	中央図書館空調設備等改修工事（空調設備の改修及び照明器具のLED化）を行います。	7月まで
		ハーモニスタワー松原団地の大規模修繕に伴い、中央図書館の外壁やサイン、エレベータホール等の改修工事を行います。（工期：～令和3年8月31日）	6月以降
		館内に飲食可能な休息スペースを設け、飲料の自動販売機を設置します。	8月
		エレベータのケーブル修繕をはじめ、施設・設備の維持管理を行います。	通年
		中学生や高校生の勉強場所として、定期試験前の土・日曜日・祝日に集会室を開放します。	8月以降
		図書館要覧を作成し、令和元年度の図書館の運営状況について報告します。	7月
		草加市立図書館協議会を開催し図書館奉仕に係る意見を聴取します。なお、本市における新たな図書館のあり方について調査・検討を行うための資料やデータを整理し、第2回及び第3回協議会で意見を聴取します。	年3回
		本市における新たな図書館のあり方について調査・検討を行うための資料やデータ、及び、それらに対して草加市立図書館協議会から聴取した意見を教育委員会に報告します。	3月

2 図書館案内

① 沿革

大正13年	9月	草加町立図書館創立（昭和8年発行『草加町要覧』記載）
昭和37年	9月	県立浦和図書館の移動図書館『むさしの号』による巡回活動を開始 （草加小、谷塚出張所の2か所）
昭和42年	9月	中央公民館内に図書室を開設
昭和44年	4月	図書館設置計画に基づき、有資格者1名を採用し基礎づくりに着手
	7月	『図書館設置及び管理条例』制定
	9月	『図書館規則』制定
	10月	草加市立草加図書館仮館舎設置、貸出業務開始 （高砂二丁目の旧高砂保育園舎「木造平屋建て146.8㎡」、蔵書1,125冊）
昭和45年	10月	『中央公民館及び市立図書館の整備計画』を策定
昭和46年	4月	貸出方式をブラウン方式に検討、準備作業に着手
	4月	地域貸出文庫、子ども文庫等の設置及び文庫活動を開始
	6月	教育委員会から社会教育委員会に「中央公民館並びに市立図書館の建設に関する」諮問
昭和47年	3月	県立浦和図書館の移動図書館による『一日図書館』がスタート
	5月	団体貸出開始（貸出冊数：50冊～200冊、1か月間）
昭和48年	3月	市議会において市立図書館建設関係予算を議決
	4月	専任館長就任、建設のための諸業務を開始
	9月	『草加市立図書館協議会設置条例』制定
	12月	オイルショック等経済状況の悪化により建設が次年度へ延期
昭和49年	2月	第1期図書館協議会委員任命（任期2年）
	5月	谷塚西公民館図書室の開放活動を開始
	7月	新館工事起工
昭和50年	3月	草加市立草加図書館新館竣工
	5月	竣工式（蔵書48,000冊）
	7月	柿木公民館、新田西公民館図書室の開放活動を開始。松原児童館の一部を図書室として開放
昭和51年	2月	図書館協議会が「移動図書館車購入並びにサービス網の充実について」教育長へ建議
昭和53年	5月	移動図書館車巡回地区の配置を11か所に決定
	8月	移動図書館車『まつかぜ号』巡回開始
昭和54年	6月	移動図書館車巡回地区を増設（駐車場数：7か所）
	8月	『夏休み宿題コーナー』開設
昭和59年	11月	図書館協議会が「新館構想について」市長・教育長に要望書を提出
昭和60年	3月	『水のコーナー』新設、収集をスタート
	9月	移動図書館車巡回地区を増設（稲荷コミュニティセンターを新設、駐車場数16か所）
昭和61年	4月	移動図書館車駐車場増設（6か所を新設、駐車場数：22か所）
昭和62年	4月	『芭蕉コーナー』新設、収集をスタート
	6月	6月定例市議会で『草加市立図書館協議会条例の一部改正』を議決
昭和63年	4月	県南五市広域利用スタート
	7月	児童室に『平和コーナー』新設
	7月	図書館協議会に「図書館運営と奉仕活動について」諮問
	12月	『草加市立草加図書館規則』の一部改正

2 図書館案内

① 沿革

平成元年	10月	新移動図書館車『まつかぜ号』納車
	11月	図書館協議会から「図書館運営と奉仕活動について」本答申
平成3年	4月	東部地区広域利用開始
	4月	図書館協議会に「草加図書館の今日的課題と打開策について」諮問
	9月	市議会9月定例会文教経済委員会において「図書館行政について」が閉会中の特定案件となる (和歌山市、奈良市、町田市、刈谷市を行政視察)
平成5年	7月～8月	夏季の開館時間延長を試行(毎週水曜日午後5時～7時)
	7月～8月	図書館体験隊開始
平成6年	4月	『東部地区四市二町図書館資料の広域利用実施要綱』施行
	4月	図書館協議会が「新図書館建設にあたって、町田・伊勢原市の図書館に学ぶ」を提出
平成7年	2月	『草加もちっこ文庫』コーナー開設
	12月	草加市と住宅・都市整備公団間で「松原団地駅西口地区の整備に関する基本協定」を締結
平成8年	4月	市議会文教経済委員会において「新図書館」が閉会中の特定案件となる。
	7月～8月	『新図書館に関するアンケート調査』を実施
	8月	『図書館を考える集い』開催
	8月	新図書館建設専門者会議発足
平成9年	4月	市長に新図書館建設専門者会議の報告書を提出
	12月	市議会12月定例会で債務負担行為の補正予算案が議決(限度額2,046千円)
平成10年	3月～7月	新図書館建設推進検討委員会発足
	4月	『新図書館の意見を聞く会』開催
	8月	新図書館建設推進検討委員会内に担当者会議・ワーキンググループ発足
	12月	一般公募で優良図書館を視察(視察先:東浦和、鶴ヶ島の両図書館)
平成11年	3月	市議会3月定例会で「財産の取得等関係予算」可決、市議会総務文教委員会において「図書館行政について」が閉会中の特定案件となる
	3月	定例教育委員会で「財産取得について」を議決
	7月	『草加市立図書館設置条例』の一部改正
	9月	市議会で「財産の取得(新図書館)他3議案」を議決 (新図書館の名称を『草加市立中央図書館』に決まる。)
	10月	新図書館内において開館準備に着手
	10月	公民館との電算システムネットワーク整備に着手
	10月	新図書館の所有権移転登記完了
平成12年	1月	『草加市立図書館管理規則』制定
	1月	新図書館への引越し作業
	2月	『草加市立図書館管理規則細則』制定
	3月	『図書館ボランティア草加』設立総会(120名余出席)
	3月25日	新図書館竣工式
	3月26日	『開館記念まつり』開催(8月26日～30日、記念講演等を行う。)
	4月1日	『草加市立図書館設置条例の一部を改正する条例』施行
	4月1日	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』施行
	4月1日	『草加市立図書館管理規則細則』施行
	4月1日	草加市立中央図書館開館(当日、入館者数7,622人、新規登録者数1,277人、貸出冊数8,386冊を記録、草加ライオンズ寄贈『日だまり』ブロンズ像の除幕式を行う。)

2 図書館案内

① 沿革

平成12年	6月	対面朗読サービス開始（ボランティア主催、毎週金曜日）
	7月	公民館・文化センターでの土曜日及び休日貸出業務開始
	7月	特大地球儀を児童室入口に設置
	9月	関東郵政局から盲人用録音物等発受施設として指定を受ける
	10月～11月	中学生社会職場体験活動受入（川柳中、瀬崎中、草加中）
平成13年	3月	『草加市立図書館管理規則』の一部改正
	4月1日	組織改正（副館長、担当主幹制「庶務・奉仕・資料」の導入）
	4月	図書館入館者100万人達成（市長から記念品贈呈）
	6月	中国河南省安陽市代表団が視察のため来館
	9月	学校図書館とのネットワーク化を推進
	11月	『第1回図書館まつり』開催（11月1日～11月4日）
平成14年	4月	FAXによるリクエスト受付開始
	4月	図書館入館者200万人達成
	6月	『草加市立図書館資料収集方針』『草加市立図書館資料の保存・除籍（廃棄）基準』、『草加市立図書館保存・除籍（廃棄）実施要領』を制定
	9月	柿木公民館新設移転に伴う当該公民館図書室の充実
	12月	利用者用端末（OPAC）による仮予約を開始
	12月	ホームページからのWeb予約、Eメールによる予約・リクエスト通知を開始
平成15年	6月	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』制定（移動図書館車廃止、貸出冊数）
	7月	移動図書館車廃止
	8月	貸出冊数5冊を10冊に拡大
	8月	『図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱』制定
	9月	『図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する実施要領』制定 （市内小学校に開設する図書館地域分館的機能施設の名称を中央図書館サービスコーナーと規定）
	9月	中央図書館サービスコーナー開設（第1期：11校）
	10月	中央図書館サービスコーナー開設（第2期：9校）
平成16年	4月	中央図書館サービスコーナー開設（第3期：1校）
	5月	巡回車購入（全2台に）
	6月	地域開放型図書室開設（西町小）
	7月	地域開放型図書室開設（川柳小）
平成17年	11月	獨協大学図書館の市民開放について確認書を交わす。
	12月	獨協大学図書館との連携による市民開放を開始
平成18年	3月	中央図書館図書資料の蔵書50万冊達成（小学校配架分を除く。）
	7月	一般閲覧室に特設コーナー『人権』を開設
平成19年	10月	『対面朗読ボランティア養成講座』開催
平成20年	4月	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』制定（組織）
	6月	『対面朗読ボランティア養成講座（中級編）』開催
平成21年	9月	地域開放型図書室開設（高砂小）
平成22年	4月	草加市立中央図書館開館10周年
	11月	『開館10周年記念文化講演会』開催
平成23年	11月	多目的ホール一般利用貸出開始
平成24年	2月	『開館10周年記念誌』を発行
平成24年	6月	有料広告（雑誌広告）掲示事業の開始

2 図書館案内

① 沿革

平成25年	3月	視聴覚資料予約サービスの開始 一人当たり予約上限数の変更（図書・雑誌10冊以内、視聴覚資料2点以内） 予約割当資料取置期間の変更（連絡をした日を含めて8日間以内）
	6月	獨協大学図書館との連携による利用者範囲の拡大
	7月	有料広告（玄関マット）設置事業の開始
	11月	『ドナルド・キーン コーナー』新設、収集をスタート
平成26年	4月	図書館内に教科書センターを設置
平成27年	3月	インターネットを介したセルフによる利用延長の開始（電算システム更新時に機能を付加）
	4月	小学生のための読み聞かせ会の開始
	4月	草加市立中央図書館開館15周年
	8月	夏の図書館寄席において、三遊亭春馬氏による絵本の読み聞かせの開始
平成28年	2月	中央図書館開館15周年記念・昭和村友好交流宣言30周年記念『昭和村展示会』、映画『ハーメルン』上映会を文化観光課と共催
	5月	6公民館・文化センター図書室へ新着本コーナーの設置及びシリーズ本の配架を開始
	7月	図書館生涯学習講座の開始
	7月	リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック応援キャンペーンをスポーツ振興課、交通対策課と共催
	10月	『ビブリオバトル・草加の陣』開催
	11月	手話落語の開始
	11月	文化講演会『読書のすすめ』開催
	11月	『草加市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱』制定
	11月	『笠森お仙』に関する展示、講演会を実施
平成29年	2月	おりがみつるし飾りを設置
	2月	読み聞かせ講習会の開始
	3月	『図書館ボランティア草加展』開催
平成29年	4月	『読み聞かせカード』『読書記録マラソン帳』を開始
	4月	『図書館行政について』が閉会中の特定事件となる
平成30年	1月	インターネットを介したセルフによるパスワード登録の開始
	2月	『草加市立中央図書館インターネット等利用規定』制定
	2月	『草加市立中央図書館資料等複写利用規定』制定
	3月	『草加市子ども読書活動推進計画』策定
	5月	『国立国会図書館デジタル化資料送信サービス』開始
	5月	『市制60周年記念事業「笠森お仙講演会」』開催
	8月	『LL（エルエル）ブックコーナー』新設
	8月	『市制60周年記念事業「シェイクスピア朗読劇」』開催
	11月	『市制60周年記念事業「ビブリオバトル・草加の陣」』開催
	11月	『星空×プレイス in 図書館』開催
令和元年	6月	『一周忌追悼講演会「ドナルド・キーン先生とほそ道と草加」』開催
	9月	『ビブリオバトル・草加の陣』開催
	12月	『草加市立図書館管理規則』の一部改正「個人利用カードの有効期間」等
令和2年	2月	中央図書館空調設備等改修工事着工
	2月	『草加市電子図書館』開設（電算システム更新時に電子図書館システムと連携）

2 図書館案内

② 中央図書館概要

所在地	〒340-0041 埼玉県草加市松原一丁目1番9号																								
電話/FAX	電話 048-946-3000 FAX 048-944-3800																								
ホームページ	https://www.lib.city.soka.saitama.jp																								
交通	東武スカイツリーライン 獨協大学前駅西口下車徒歩2分																								
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階・塔屋1階建																								
創設年月日	昭和44年7月26日																								
開館（現在館）	平成12年4月1日																								
建物の面積	<table> <tr> <td>専有面積</td> <td>1階</td> <td>121.30㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>1,733.27㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3階</td> <td>2,011.36㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4階</td> <td>916.37㎡</td> <td>共有面積 289.64㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5階</td> <td>21.24㎡</td> <td>延床面積 5,093.18㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>4,803.54㎡</td> <td>※その他 屋上庭園が約1,000㎡有</td> </tr> </table>	専有面積	1階	121.30㎡			2階	1,733.27㎡			3階	2,011.36㎡			4階	916.37㎡	共有面積 289.64㎡		5階	21.24㎡	延床面積 5,093.18㎡		合計	4,803.54㎡	※その他 屋上庭園が約1,000㎡有
専有面積	1階	121.30㎡																							
	2階	1,733.27㎡																							
	3階	2,011.36㎡																							
	4階	916.37㎡	共有面積 289.64㎡																						
	5階	21.24㎡	延床面積 5,093.18㎡																						
	合計	4,803.54㎡	※その他 屋上庭園が約1,000㎡有																						
各階案内	<p>1階 玄関ホール、ブックポスト</p> <p>2階 集会室、救護・ボランティア室、閉架書庫、電算室、事務室、巡回車庫、自動販売機、機械室</p> <p>3階 一般閲覧室、視聴覚資料、参考図書、YAコーナー、新聞、雑誌、郷土資料（水・芭蕉等）、ドナルド・キーンコーナー、平和・特設コーナー、LLブックコーナー、自動貸出機器、持ち込み端末利用席、インターネット用パソコン利用席、オンラインデータベース利用席、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用席、拡大読書機利用席、対面朗読室、録音室、展示ギャラリー</p> <p>4階 児童室、おはなし室、授乳室、児童書研究コーナー、多目的ホール</p> <p>5階 機械室</p>																								
開館時間	<p>月・水～土 一般室・多目的ホール 9:00～20:00</p> <p> 児童室 9:00～18:00</p> <p>日・祝日 一般室・児童室・多目的ホール 9:00～17:00</p>																								
休館日	火曜日（祝日の場合は開館）、年末年始、館内整理期間（10日以内）																								
貸出条件	<p>1人15日以内（団体1か月以内）</p> <p>（個人）図書資料 10冊以内、視聴覚資料 2点以内</p> <p> 電子書籍 3点以内（電子AV含む）、布絵本2冊以内</p> <p>（団体）図書資料 100冊以内</p>																								

③ 組織と事務分掌 ④職員構成 ⑤職員数の推移

組織と事務分掌 (主な担当及び事務分掌)



職員構成 (令和2年4月1日現在)

単位 (人)

館長	1	係名	係長	主任	主事	会計年度任用職員
副館長	2	庶務系			4	
		奉仕・資料系	1		5	47

※庶務係長は副館長が兼務。会計年度任用職員のうち2名は短時間勤務。

職員数の推移

単位 (人)

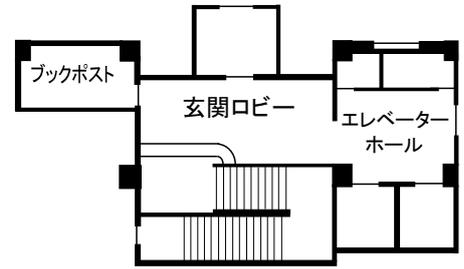
区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
正規職員	13 (5)	13 (4)	13 (2)	12 (2)	12 (2)
臨時職員		47 (37)	44 (31)	47 (35)	46 (33)
非常勤嘱託員		2 (1)	2 (1)	2 (0)	1 (0)
会計年度任用職員	47 (34)				
計	60 (39)	62 (42)	59 (34)	61 (37)	59 (35)

※ () 内は司書有資格者で内数

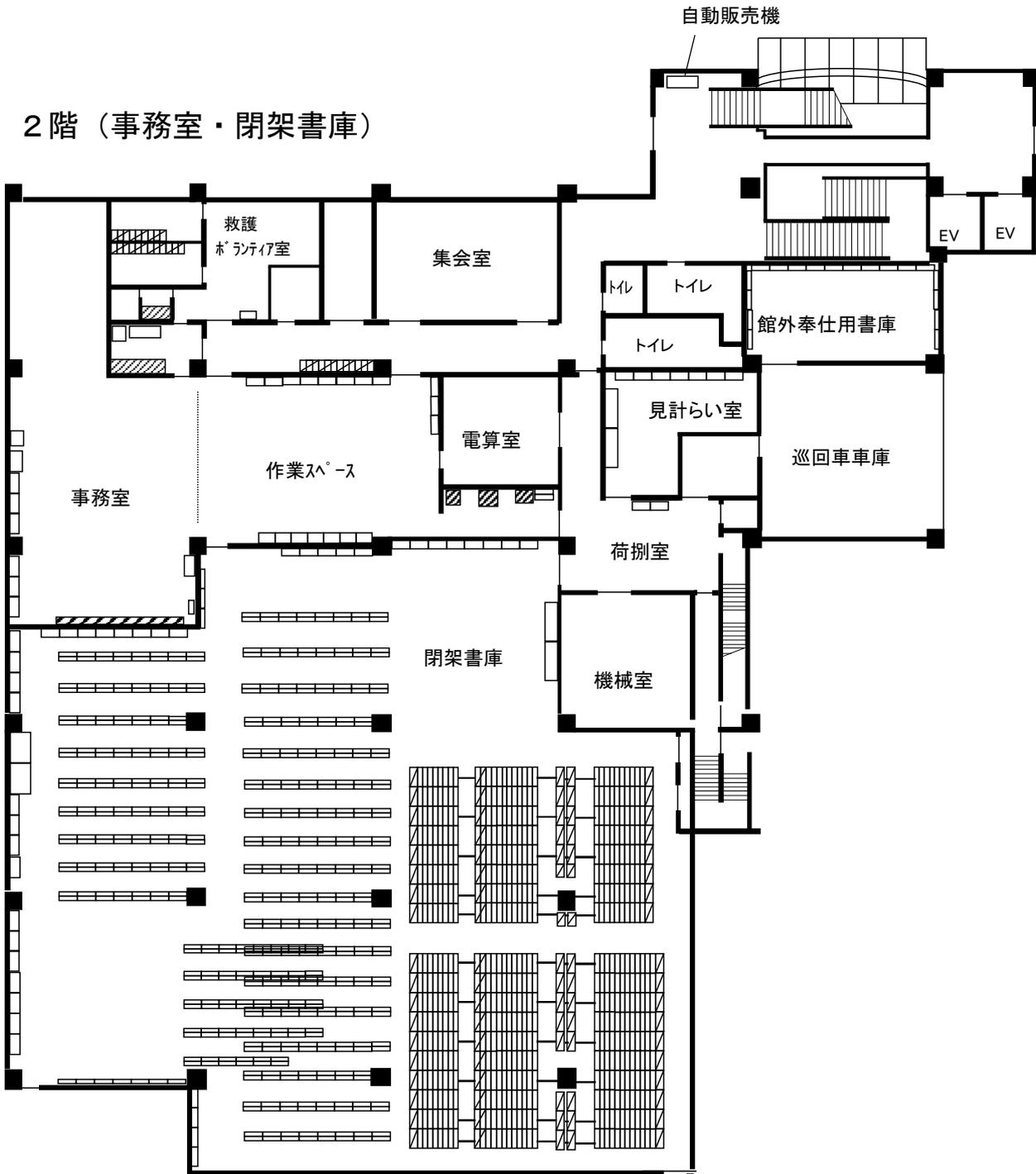
※ 非常勤嘱託員・臨時職員制度は令和元年度末に廃止となり、令和2年度から会計年度任用職員に移行。

⑥ 館内配置図

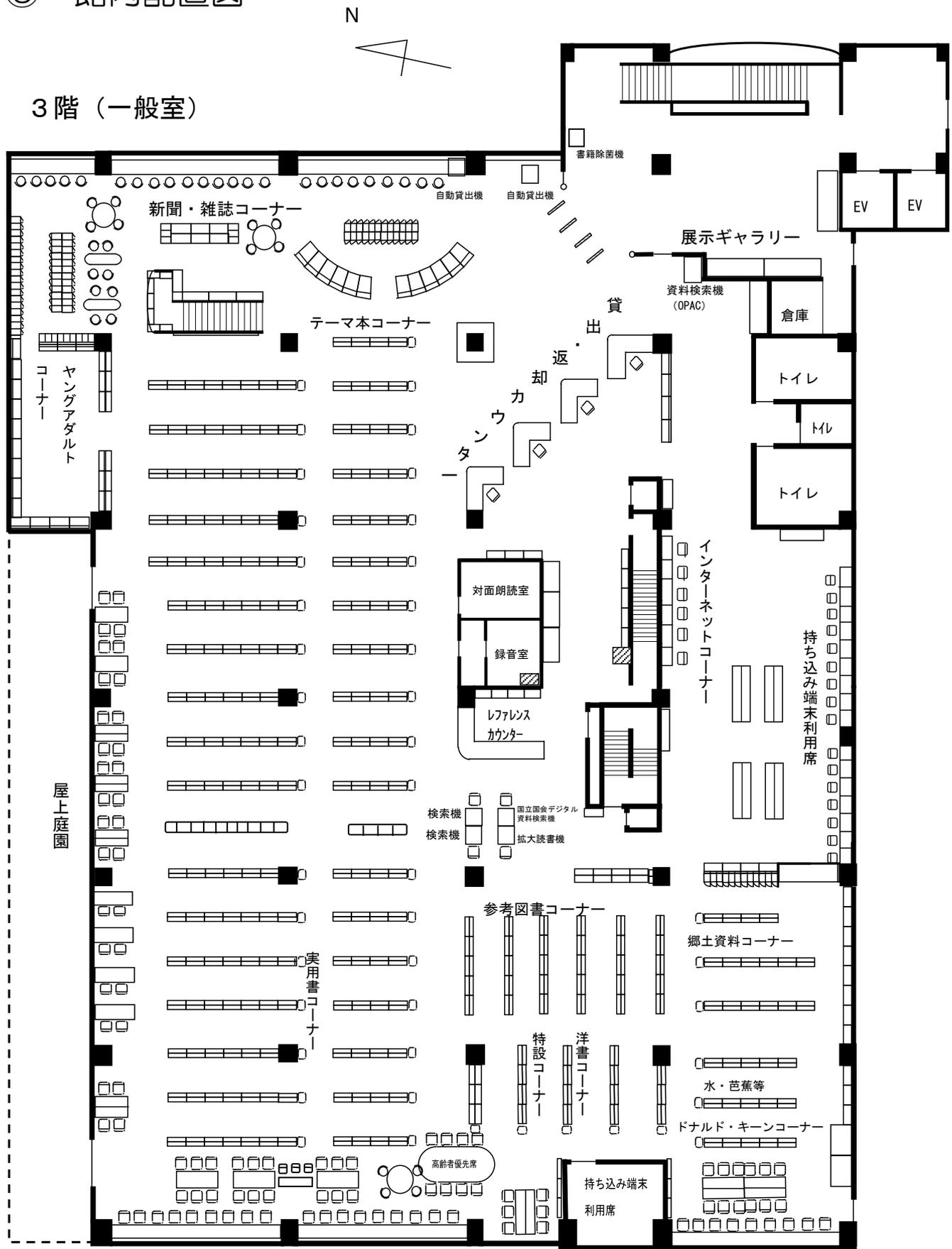
1階(玄関ロビー)



2階(事務室・閉架書庫)



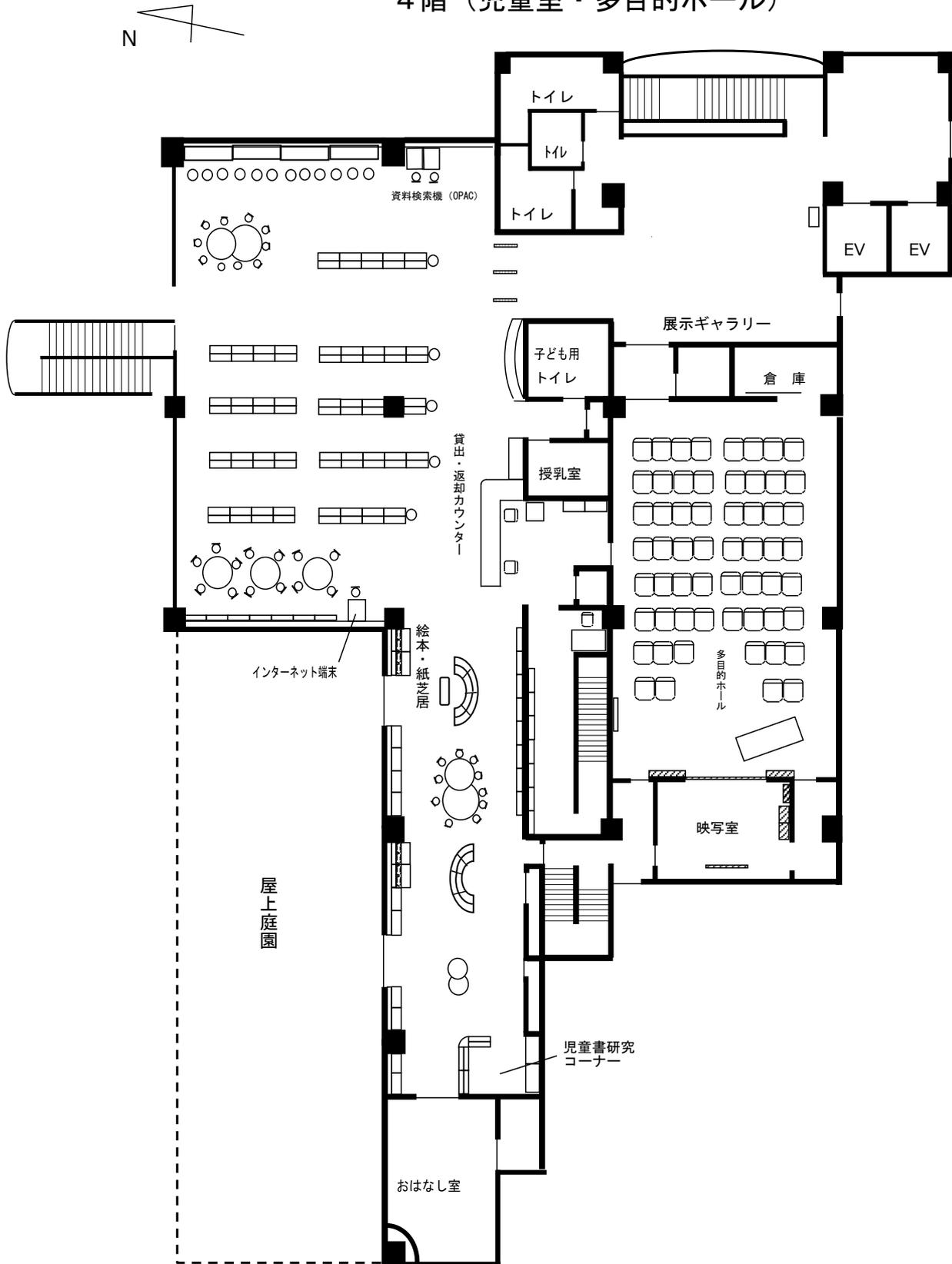
⑥ 館内配置図



※ 令和2年9月末現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、席及び椅子等の間引きを行っているため、実際の配置と上記のレイアウトは異なる場合があります。

⑥ 館内配置図

4階（児童室・多目的ホール）



※ 令和2年9月末現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、席及び椅子等の間引きを行っているため、実際の配置と上記のレイアウトは異なる場合があります。

⑦ 中央図書館サービスネットワーク図

☒：中央図書館

★：公民館・文化センター図書室（6館）

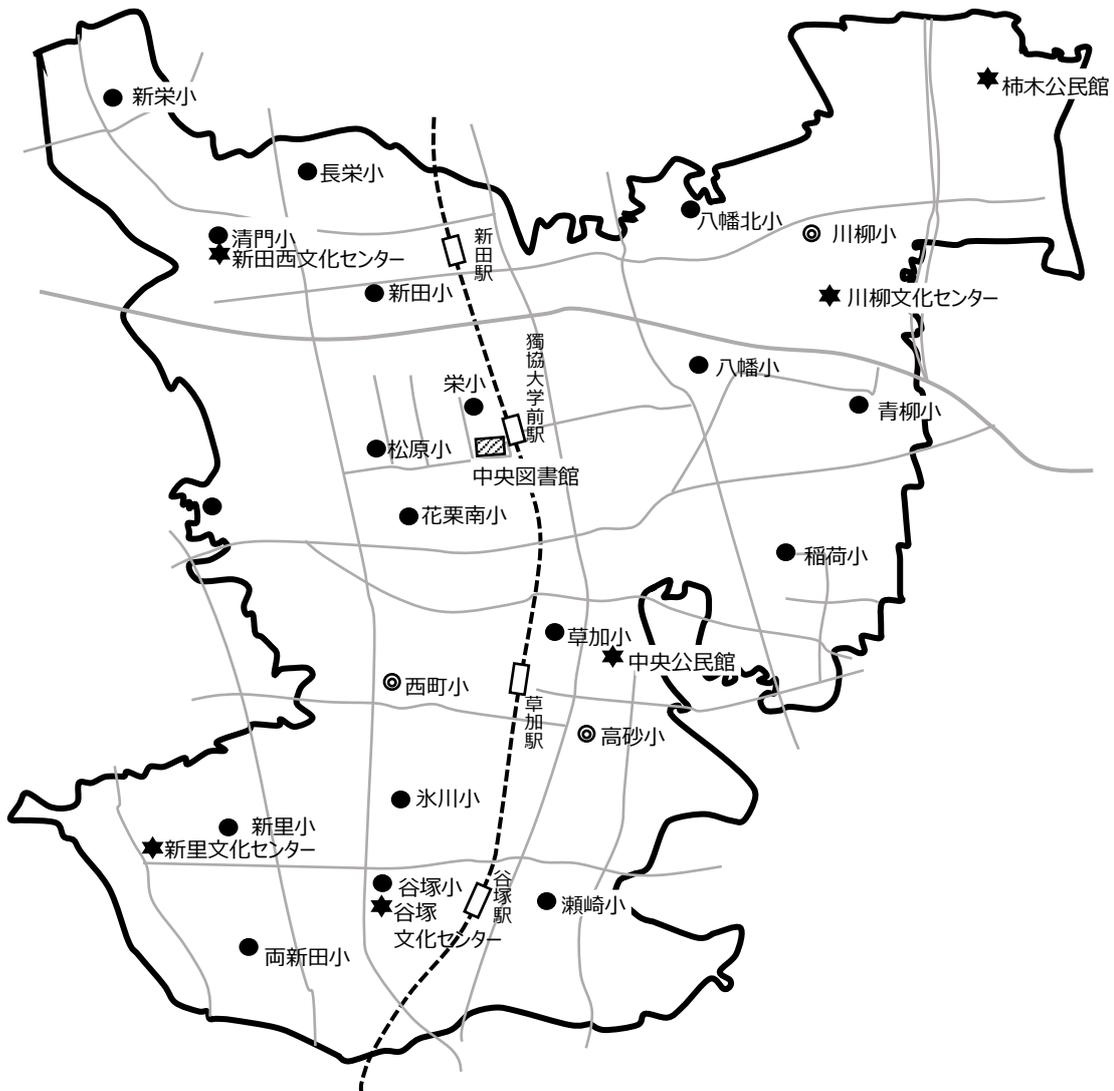
中央公民館、柿木公民館、新里文化センター、新田西文化センター、
谷塚文化センター、川柳文化センター

◎：地域開放型図書室（3校）

高砂小学校、西町小学校、川柳小学校

●：中央図書館サービスコーナー（21校）

長栄小学校、草加小学校、瀬崎小学校、青柳小学校、花栗南小学校、八幡小学校、
新栄小学校、栄小学校、川柳小学校、新里小学校、高砂小学校、清門小学校、松原
小学校、稲荷小学校、八幡北小学校、谷塚小学校、氷川小学校、小山小学校、新田
小学校、両新田小学校、西町小学校

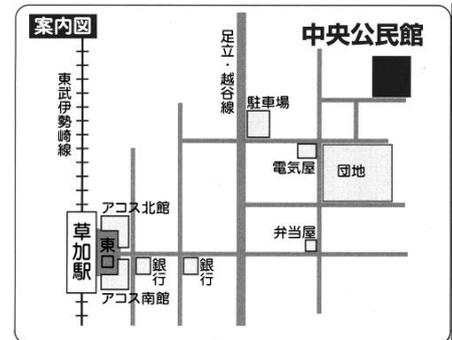


⑧ 公民館・文化センター図書室の概要

※蔵書冊数は令和2年4月1日現在

中央公民館図書室

郵便番号	340-0014
住所	草加市住吉 2-9-1
電話	048-922-5344
ファックス	048-925-0152
交通手段	東武スカイツリーライン草加駅東口下車、徒歩 10 分 駐車場収容台数 89 台

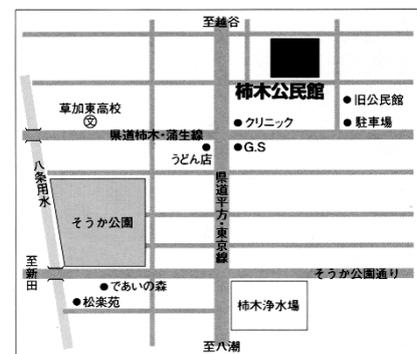


【蔵書冊数】

一般書	4,057 冊
児童書	5,634 冊
合計	9,691 冊

柿木公民館図書室

郵便番号	340-0001
住所	草加市柿木町 1263
電話	048-931-3117
ファックス	048-933-2501
交通手段	<p><電車> 越谷レイクタウン駅より徒歩 30 分</p> <p><バス> <ul style="list-style-type: none"> ・新田駅東口より「柿木循環」柿木公民館下車、徒歩 2 分 ・獨協大学前〈草加松原〉駅東口より「柿木二区」行き 柿木公民館下車、徒歩 2 分 ・パリポリくんバス（北東ルート）柿木公民館行き 柿木公民館下車、徒歩 2 分 </p> <p><車> 駐車場収容台数 18 台（うち 1 台は障がい者用）</p>



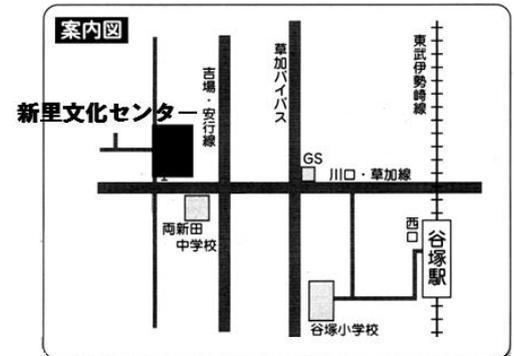
【蔵書冊数】

一般書	2,557 冊
児童書	2,760 冊
合計	5,317 冊

⑧ 公民館・文化センター図書室の概要

新里文化センター図書室

郵便番号	340-0031
住所	草加市新里町 983
電話	048-927-3362
ファックス	048-920-1504
交通手段	<p>竹ノ塚駅西口下車、バスで新里循環行き乗車、新里下車、徒歩3分</p> <p>草加駅西口下車、バスで見沼代親水公園駅行き乗車、西願寺入口下車、徒歩8分</p> <p>パリポリくんバス南西ルート 新里文化センター下車 徒歩2分</p> <p>駐車場収容台数 19台（うち1台は身体障がい者用）</p>



【蔵書冊数】

一般書	2,600冊
児童書	2,296冊
合計	4,896冊

新田西文化センター図書室

郵便番号	340-0055
住所	草加市清門 3-49-1
電話	048-942-0778
ファックス	048-946-1508
交通手段	<p>最寄り駅：東武スカイツリーライン新田駅徒歩30分</p> <p>駅からの交通：新田駅東口バスロータリーから、次のいずれかのバスに乗ると便利です。</p> <p>行き先：新栄団地 「長栄南」下車徒歩約4分</p> <p>行き先：獨協大学前駅西口 「新善町」下車徒歩約4分</p>



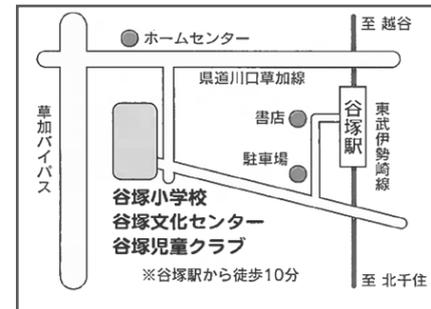
【蔵書冊数】

一般書	2,836冊
児童書	2,292冊
合計	5,128冊

⑧ 公民館・文化センター図書室の概要

谷塚文化センター図書室

郵便番号	340-0025
住所	草加市谷塚仲町 440
電話	048-928-6271
ファックス	048-928-6272
交通手段	東武スカツリーライン谷塚駅西口下車、徒歩 10 分 駐車場収容台数 20 台 (うち 3 台は障がい者用)

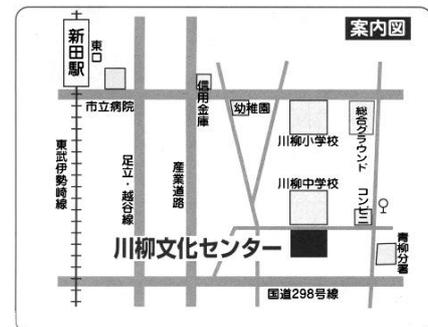


【蔵書冊数】

一般書	6,419 冊
児童書	5,829 冊
合計	12,248 冊

川柳文化センター図書室

郵便番号	340-0002
住所	草加市青柳 6-45-17
電話	048-936-4088
ファックス	048-930-1509
交通手段	東武スカイツリーライン新田駅東口下車 新田駅東口バスターミナルから、バスで獨協大学前駅東口行き乗車、川柳中学校入口下車、徒歩 5 分 東武スカイツリーライン獨協大学前駅東口下車 バスで新田駅東口行き乗車、川柳中学校入口下車、徒歩 5 分 駐車場収容台数 32 台



【蔵書冊数】

一般書	1,499 冊
児童書	1,635 冊
合計	3,134 冊

3 予算・決算

① 図書館予算・決算

予算

当初予算額

単位（千円）

		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
一般会計総額		86,742,000	79,130,000	75,360,000	73,613,000	71,484,000	
教育費		6,027,226	5,976,750	5,655,853	5,236,161	4,505,387	
社会教育費		869,805	623,009	646,759	696,042	588,979	
図書館費	図書館費予算額	461,011	230,471	208,367	225,628	200,863	
	資料費内訳	図書購入費	22,296	20,923	20,923	21,452	21,366
		視聴覚資料購入費	704	2,077	2,077	1,548	1,634
		逐次刊行物購入費	4,483	4,397	4,320	4,320	4,238
		計	27,483	27,397	27,320	27,320	27,238

電子書籍（※） 5,437 3,845

決算

決算（資料費）

単位（千円）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
図書購入費	22,036	21,733	21,814	21,955	18,939
視聴覚資料購入費	915	1,093	1,128	971	1,209
逐次刊行物購入費	4,436	4,307	4,505	4,298	4,319
計	27,387	27,133	27,447	27,224	24,467

電子書籍（※） 3,837

① 令和元年度文化活動状況一覧

行 事 名		開 催 日 等		対 象	参加延べ 人員	
1	読み聞かせ	毎週水曜日	(図書館職員) (0~3歳児対象) (全39回)	0~3歳児	2,770人	
		毎週水曜日	(図書館職員) (3歳児以上対象) (全39回)	3歳児以上		
		毎週金曜日 毎週土曜日 毎週日曜日	} (ボランティア) (幼児・児童対象) (全114回)	幼児・児童		
		毎週日曜日				(ボランティア) (児童対象) (全9回)
2	工作会	第2土曜日 7月第1土曜日 10月第3土曜日	} (全6回)	幼児・児童	187人	
3	ビデオ上映会	第2日曜日(全7回)		一般	284人	
4	木曜シアター	第4木曜日(全8回)		一般	274人	
5	こども映画会	8月25日・12月15日		幼児・児童 及び保護者	69人	
6	おはなし会	5月18日、7月27日、9月28日、12月21日		幼児・児童 及び保護者	57人	
7	大人のためのおはなし会	11月23日		一般	38人	
8	人形劇	7月13日		幼児・児童 及び保護者	58人	
9	夏の寄席	8月17日、18日		幼児・児童及び 保護者・一般	168人	
10	文化講演会	5月11日 「作家高木卓と豊田三郎の世界-昭和10年代を中心に-」		一般	25人	
11	講演会	5月26日 「~2020東京オリンピック1年前~驚きの町づくりから再発見!...江戸東京の名所見所」		一般	95人	
12	講演会	6月1日 「ドナルド・キーン先生とほそ道と草加」		一般	100人	
13	影絵劇	12月7日		幼児・児童 及び保護者	80人	
14	ビブリオバトル・草加の陣	9月14日		小学2~6年生 及び中学生	90人	

4 図書館統計

① 令和元年度文化活動状況一覧

15	県民の日イベント	11月14日 ①図書館体験隊 ②読み聞かせ ③図書館ツアー&OPAC体験講座	児童及び保護者	11人 20人 7人
16	家庭向け読み聞かせ講習会	12月5日	乳幼児 及び保護者	20人
17	ボランティア向け読み聞かせ講習会	2月6日、2月20日	ボランティア	71人
18	ギャラリー展示	「『埼東文学』25号特集展」	4月17日～5月13日	
		「ドナルド・キーン回顧展」	5月15日～6月10日	
		「平和パネル展示（沖縄戦）」	6月12日～7月8日	
		「平和パネル展示（広島・長崎の原爆）」	7月10日～8月12日	
		「草加パドラーズ展」	8月14日～9月9日	
		「文芸企画展 郷土の詩人たち」	9月11日～10月7日	
		「ウォーキングで健康と仲間づくり展」	10月9日～11月4日	
		「草加宿場まつり 『大名行列』写真展」	11月6日～12月2日	
		「馬車鉄道、草加を駆ける！」	12月4日～12月23日	

② 入館者数及び登録者数

入館者数

	令和元年度末	平成30年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成27年度末
一般室	323,646人	419,953人	439,911人	459,258人	470,313人
児童室	67,696人	88,761人	92,954人	88,671人	84,400人
合計	391,342人	508,714人	532,865人	547,929人	554,713人
開館日数	285日	300日	300日	302日	304日

市内・市外別利用登録者数

	令和元年度末	平成30年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成27年度末
市内登録者	154,890人	151,487人	148,039人	144,252人	140,267人
市内の割合	78.93%	78.77%	78.66%	78.52%	78.38%
市外登録者	41,335人	40,829人	40,169人	39,453人	38,683人
市外の割合	21.07%	21.23%	21.34%	21.48%	21.62%
合計	196,225人	192,316人	188,208人	183,705人	178,950人

市区町別利用登録者数の内訳（令和元年度末）

		一般(23歳～)	児童・学生(0～22歳)	計
草加市内		121,397人	33,493人	154,890人
広域 利用 地域	川口市	4,758人	455人	5,213人
	春日部市	2,487人	45人	2,532人
	越谷市	15,083人	637人	15,720人
	蕨市	80人	0人	80人
	戸田市	89人	3人	92人
	鳩ヶ谷市	125人	4人	129人
	八潮市	3,215人	227人	3,442人
	三郷市	1,086人	20人	1,106人
	吉川市	491人	22人	513人
	松伏町	428人	10人	438人
	足立区	2,793人	127人	2,920人
計	30,635人	1,550人	32,185人	
その他県内		3,182人	42人	3,224人

② 入館者数及び登録者数

都県別利用登録者数の内訳（令和元年度末）

	一般(23歳～)	児童・学生(0～22歳)	計
埼玉県	152,421人	34,958人	187,379人
栃木県	433人	17人	450人
茨城県	516人	21人	537人
群馬県	275人	6人	281人
千葉県	2,041人	49人	2,090人
東京都	2,125人	48人	2,173人
神奈川県	232人	6人	238人
その他	148人	9人	157人

市内地区別利用登録者数の内訳（令和元年度末）

	一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計		一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計
高砂	2,727人	555人	3,282人	遊馬町	1,189人	605人	1,794人
住吉	1,685人	395人	2,080人	八幡町	4,098人	1,344人	5,442人
神明	1,148人	258人	1,406人	弁天町	3,909人	913人	4,822人
吉町	3,796人	1,126人	4,922人	中根町	3,294人	838人	4,132人
氷川町	6,947人	1,629人	8,576人	旭町	6,331人	1,147人	7,478人
西町	3,796人	1,278人	5,074人	金明町	4,373人	1,041人	5,414人
草加	5,370人	898人	6,268人	長栄	2,324人	1,177人	3,501人
栄町	6,385人	1,178人	7,563人	新栄	2,815人	1,082人	3,897人
松原	9,615人	1,181人	10,796人	清門	1,989人	689人	2,678人
松江町	2,233人	489人	2,722人	新善町	2,510人	629人	3,139人
中央	1,651人	403人	2,054人	青柳	6,238人	2,681人	8,919人
手代	2,474人	784人	3,258人	柿木町	464人	173人	637人
瀬崎	5,368人	1,852人	7,220人	稲荷	2,528人	938人	3,466人
谷塚	7,018人	2,064人	9,082人	学園町	0人	0人	0人
谷塚仲町	678人	345人	1,023人	花栗	4,716人	809人	5,525人
谷塚上町	1,037人	493人	1,530人	苗塚町	1,296人	444人	1,740人
両新田東町	316人	151人	467人	小山	1,702人	480人	2,182人
両新田西町	464人	187人	651人	北谷	3,729人	928人	4,657人
新里町	2,174人	876人	3,050人	原町	1,482人	818人	2,300人
柳島町	1,528人	615人	2,143人	計	121,397人	33,493人	154,890人

③ 貸出状況、蔵書状況

貸出実績及び一人当たりの貸出点数

		令和元年度末	30年度末	29年度末	28年度末	27年度末
中央図書館	一般書	440,428冊	540,595冊	567,715冊	595,793冊	631,209冊
	児童書	178,283冊	212,645冊	209,636冊	201,948冊	200,721冊
	雑誌	21,506冊	24,683冊	24,945冊	25,669冊	25,619冊
	視聴覚資料	25,462点	33,602点	36,836点	42,175点	45,065点
公民館		116,023冊	127,167冊	121,029冊	115,599冊	112,721冊
サービスコーナー		138,121冊	156,441冊	164,257冊	157,526冊	158,568冊
地域開放		11,813冊	12,925冊	13,720冊	15,402冊	15,444冊
電子書籍		2,568点	—	—	—	—
貸出冊数計		934,204冊	1,108,058冊	1,138,138冊	1,154,112冊	1,189,347冊
人口		248,813人	248,239人	247,481人	246,226人	245,481人
一人当たり		3.8冊	4.5冊	4.6冊	4.7冊	4.8冊

蔵書状況及び人口一人当たりの蔵書数

		令和元年度末	30年度末	29年度末	28年度末	27年度末
一般書		417,657冊	423,424冊	419,389冊	419,528冊	418,541冊
児童書		161,128冊	167,263冊	166,043冊	166,689冊	167,224冊
雑誌		15,097冊	14,251冊	15,495冊	15,181冊	14,836冊
視聴覚資料		12,284点	12,910点	12,752点	12,689点	12,399点
電子書籍		1,306点	—	—	—	—
蔵書数計		607,472冊	617,848冊	613,679冊	614,087冊	613,000冊
人口		248,813人	248,239人	247,481人	246,226人	245,626人
一人当たり		2.4冊	2.5冊	2.5冊	2.5冊	2.5冊

※ 算出基礎となる人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づいており、埼玉県総務部統計課『月間統計資料』4月1日現在の「埼玉県の推計人口」に基づいている埼玉の公立図書館とは人口及び一人当たりの蔵書冊数が異なる。

④ 蔵書内訳の推移

単位(冊・点)

		令和元年度末	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
一般書	0 総記	14,689	14,534	14,427	14,080	13,681
	1 哲学	19,191	19,346	19,058	18,951	18,626
	2 歴史	35,111	35,044	34,561	34,640	35,217
	3 社会科学	65,779	65,903	64,969	65,129	65,483
	4 自然科学	25,318	25,628	24,987	24,594	24,253
	5 工学・家政	34,782	36,586	35,994	37,277	37,950
	6 産業	15,248	15,737	15,665	15,637	15,654
	7 芸術	35,140	36,218	36,478	37,309	37,541
	8 言語	9,377	9,342	9,139	9,054	8,932
	9 文学	162,994	165,047	164,071	162,824	161,177
	— 絵本	28	39	40	33	27
小計		417,657	423,424	419,389	419,528	418,541
児童書	0 総記	1,082	1,081	1,073	1,130	1,157
	1 哲学	762	733	687	668	679
	2 歴史	5,627	5,661	5,589	5,778	5,810
	3 社会科学	7,939	8,030	7,989	7,996	7,997
	4 自然科学	12,749	13,290	13,152	13,288	13,723
	5 工学・家政	5,702	5,905	5,810	5,815	5,857
	6 産業	2,975	3,118	3,111	3,110	3,110
	7 芸術	5,804	6,063	6,050	6,036	6,109
	8 言語	1,657	1,684	1,649	1,633	1,656
	9 文学	57,095	58,996	58,906	59,323	59,708
	— 絵本	57,133	60,106	59,434	59,396	58,939
— 紙芝居	2,603	2,596	2,593	2,516	2,479	
小計		161,128	167,263	166,043	166,689	167,224
雑誌		15,097	14,251	15,495	15,181	14,836
小計		15,097	14,251	15,495	15,181	14,836
AV	C D	9,482	9,661	9,570	9,531	9,283
	カセット	168	170	170	170	176
	ビデオ	715	1,214	1,221	1,247	1,253
	D V D	1,919	1,865	1,791	1,741	1,687
小計		12,284	12,910	12,752	12,689	12,399
一般書特殊内訳	郷土・行政	17,033	16,783	16,398	16,014	15,760
	松尾芭蕉	1,188	1,173	1,152	1,138	1,144
	水(川)	1,432	1,428	1,413	1,421	1,409
	平和	1,757	1,741	1,748	1,903	1,899
	ドナルド・キーン	252	238	228	216	200
	小計	21,662	21,363	20,939	20,692	20,412
電子書籍		1,306	—	—	—	—
小計		1,306	—	—	—	—
総合計		607,472	617,848	613,679	614,087	613,000

※「一般書」の冊数には「一般書特殊(内訳)」を含みます。

4 図書館統計

⑤ 館内設備等利用状況

1 参考調査関係

単位（件）

区分	指定席	PC・電卓室	拡大読書器	インターネット 端末機	CD-ROM 検索機
利用件数	10,227	3,363	0	3,074	0

単位（件）

参考調査統計			コピー申請枚数	予約・リクエ スト処理件数
所蔵調査件数	書架案内・その他利用案内	参考調査件数		
14,175	14,874	1,023	10,290	133,987

2 視聴覚関係

単位（件）

区分	ビデオブース	DVDブース
利用件数	402	2,355

3 視聴覚障害者奉仕関係

単位（件）

区分	対面朗読室	録音室
利用件数	27	57

4 図書館統計

⑥ 相互貸借利用状況

1 草加市が他市町へ貸出した数

(1) 県南四市図書館資料の広域利用地域 単位(冊)

区分	川口市	戸田市	蕨市	合計
冊数	172	51	10	233

(2) 東部地区五市図書館資料の広域利用地域 単位(冊)

区分	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	合計
冊数	177	33	38	13	261

(3) 県立図書館及びその他の地域 単位(冊)

区分	県立図書館	国会図書館	県内・大学	県外	合計	総計
冊数	51	0	1,524	33	1,608	2,102

2 草加市が他市町から借受けた数

(1) 県南四市図書館資料の広域利用地域 単位(冊)

区分	川口市	戸田市	蕨市	合計
冊数	282	5	48	335

(2) 東部地区五市図書館資料の広域利用地域 単位(冊)

区分	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	合計
冊数	173	35	43	47	298

(3) 県立図書館及びその他の地域 単位(冊)

区分	県立図書館	国会図書館	県内・大学	県外	合計	総計
冊数	497	15	2,019	152	2,683	3,316

⑦ 図書館の地域サービス利用状況

1 地域開放型図書室（3校）

市内の小学校内に中央図書館の地域分館的機能を持つ施設として図書室を開設しています。
毎週日曜日10:00~16:00開放（西町小学校、川柳小学校、高砂小学校）

学校名	貸出数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌(冊)	視聴覚資料(点)	計(冊・点)
西町小学校	2,227	1,940	92	0	4,259
川柳小学校	188	984	0	0	1,172
高砂小学校	3,372	2,918	91	1	6,382
計	5,787	5,842	183	1	11,813

2 中央図書館サービスコーナー

市内の各小学校の施設内に配置した「中央図書館サービスコーナー」を2週間に1度地域の方に開放し、本の貸出、返却、リクエスト本の受け渡し等を行っています。

なお、学校がお休みの日は当コーナーもお休みです。

学校名	貸出数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌(冊)	視聴覚資料(点)	計(冊・点)
草加小学校	41	9,734	0	0	9,775
高砂小学校	526	11,743	0	0	12,269
谷塚小学校	506	8,484	0	0	8,990
新田小学校	9	3,692	0	0	3,701
栄小学校	2	6,733	0	0	6,735
川柳小学校	444	8,873	0	0	9,317
瀬崎小学校	57	4,948	0	0	5,005
西町小学校	245	4,783	0	0	5,028
新里小学校	42	5,364	0	0	5,406
花栗南小学校	3	5,265	1	0	5,269
八幡小学校	27	10,195	0	0	10,222
新栄小学校	1	5,402	0	0	5,403
清門小学校	5	12,669	0	0	12,674
稲荷小学校	28	5,223	1	0	5,252
氷川小学校	56	5,660	0	0	5,716
八幡北小学校	57	5,761	0	0	5,818
長栄小学校	10	6,781	0	0	6,791
青柳小学校	4	4,542	0	0	4,546
小山小学校	194	3,670	5	0	3,869
両新田小学校	11	530	0	0	541
松原小学校	174	5,620	0	0	5,794
計	2,442	135,672	7	0	138,121

3 公民館・文化センター図書室

市内の公民館・文化センターに図書室を設置し、ネットワークを結び図書の貸出・返却・蔵書検索やリクエスト等の受付を行っています。

施設名	貸出数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌(冊)	視聴覚資料(点)	計(冊・点)
中央公民館	12,363	11,311	895	0	24,569
柿木公民館	2,055	4,267	37	0	6,359
新里文化センター	5,314	10,664	180	8	16,166
新田西文化センター	12,027	15,848	205	4	28,084
谷塚文化センター	18,440	14,936	337	2	33,715
川柳文化センター	2,953	3,990	187	0	7,130
計	53,152	61,016	1,841	14	116,023

⑧ 障がい者サービス利用状況

1 障がい者サービス資料数

区分	令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	タイトル数	点数	タイトル数	点数	タイトル数	点数	タイトル数	点数
録音資料	3	17	3	17	3	14	3	6
点字資料	101	551	88	529	84	708	83	643

2 障がい者サービス

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
利用登録者数 (人)	15	15	15	15

3 対面朗読

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
延人数(人)	27	35	32	34
延時間(時間)	54	70	64	68

4 貸出点数

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
録音資料(点)	93	422	398	110
点字資料(点)	0	7	21	13

※ 障がい者サービスを利用するためには、登録の手続きが必要です。次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・草加市在住の方
- ・視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・草加市立中央図書館の利用登録をされた方

① 協議会開催状況 ②協議会委員名簿

草加市立図書館協議会開催状況

開催日	時間・場所	内容等
令和元年7月10日	13:30~15:30 中央図書館 2階集会室	第1回 ・平成30年度草加市立中央図書館事業報告について ・令和元年度草加市立中央図書館事業計画について ・草加市子ども読書活動推進計画の進捗管理について
令和元年11月8日	13:30~15:30 中央図書館 2階集会室	第2回 ・令和元年度草加市立中央図書館上半期事業報告について ・草加市子ども読書活動推進計画の進捗管理について ・その他 ①草加市にふさわしい図書館のあり方について ②中央図書館空調設備等改修工事に係る周知事項について
令和2年2月13日	13:30~15:30 草加市子育て 支援センター 2階研修室	第3回 ・令和2年度草加市立中央図書館運営方針及び事業計画について ・草加市子ども読書活動推進計画の進捗管理について ・その他 ①中央図書館空調設備等改修工事期間中の図書館サービスの内容について ②電子図書館サービス及び利用カードの有効期間について

草加市立図書館協議会委員名簿

敬称略順不同 令和元年6月25日現在

氏名	選出区分
委員長 中島清治	社会教育の関係者
副委員長 犬塚壽子	//
今泉正之	学校教育の関係者
大野正浩	//
小泉和美	社会教育の関係者
成川登喜男	//
矢口あかね	家庭教育の向上に資する活動を行う者
橋本奈津子	//
飯田紀子	//
田中恭子	//
根本政広	//
井上靖代	学識経験のある者

(任期：令和2年5月31日まで)

図書館ボランティア草加（LVS）の活動紹介

登録人数

令和元年度末	平成30年度末	平成29年度末	平成28年度末	平成27年度末
126	120	140	128	117

ブックサポート部

配架、書庫整理、児童書・絵本の補修、「古本市」の協力等、図書館事業の一翼を担っています。

音訳サポート部

主に視覚に障がいを持つ方たちが必要とする情報を得るためのサポートを行っています。

朝日新聞「天声人語」、読売新聞「編集手帳」、朝日新聞「社説」、草加郷土資料のDAISY図書等を録音し、希望者に郵送するなどの活動を行っています。

キッズサポート部

子どもと親に「絵本の読み聞かせと紙芝居」を通して、図書館と本に親しんでもらうための活動をしています。

布絵本を作る会

布絵本、タペストリー及びその部品、指人形、遊具等の作成及び修理を行っています。

にほんごひろば

日本語を学びたいという外国籍の方への学習のお手伝いをします。

また、「多文化こども学習塾」として外国籍の小・中学生に学校での学習や日本語のサポートを行っています。これらの活動を通じてお互いの生活習慣・文化などへの相互理解を深めてまいります。

広報部

会員に情報を伝え、会員をつなぐ手段として広報誌「LVSニュース」の発行を行っています。

年6回の広報誌発行と勉強会の開催を行っています。

草加市立図書館設置条例、草加市立図書館管理規則

○草加市立図書館設置条例

昭和50年3月27日
条例第4号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、草加市に図書館を設置する。
(平11条例26・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
草加市立中央図書館	草加市松原一丁目1番9号

(平11条例26・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に、館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、草加市教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 草加市立図書館設置及び管理条例(昭和44年条例第34号)は、廃止する。

附 則(平成11年条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○草加市立図書館管理規則

平成12年1月20日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市立図書館設置条例(昭和50年条例第4号)第4条の規定に基づき、草加市立中央図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営並びに図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の利用等について必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則1・一部改正)

(業務)

第2条 図書館は、図書館法第3条に規定する業務を行う。

(令元教委規則1・一部改正)

(利用時間)

第3条 図書館の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めた場合は、草加市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 月曜日及び水曜日から土曜日までは、午前9時から午後8時までとする。ただし、児童室は、午前9時から午後6時までとする。

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時までとする。

(令元教委規則1・一部改正)

草加市立図書館管理規則

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週火曜日(休日は除く。)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理期間(各年度10日以内)

(令元教委規則1・一部改正)

(入館者の心得)

第5条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 館内においては、喫煙をしないこと。
- (4) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物等を持ち込まないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(令元教委規則1・一部改正)

(入館の禁止等)

第6条 館長は、図書館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わない者に対しては、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

2 館長は、図書館資料が貸出しに適さないと認めたときは、当該図書館資料の貸出しを禁止することができる。

(令元教委規則1・一部改正)

(館内利用)

第8条 館内において図書館資料を利用しようとする者は、館長の指示に従うとともに、所定の場所で利用しなければならない。

(個人貸出し)

第9条 個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、個人利用カードの交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、個人利用カードを提出しなければならない。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

3 同一人が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の種類、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

種類	数量	期間
図書資料(布絵本を含む。)	10冊以内(うち布絵本は2点以内)	15日以内。ただし、貸出日から8日が経過した後において、当該図書館資料について他の利用者の予約がない場合は、貸出期間満了の日前に手続きを行うことにより、1回に限り、当該手続きの日から起算して15日間延長することができる。
視聴覚資料	2点以内	

(平15教委規則6・令元教委規則1・一部改正)

草加市立図書館管理規則

(個人利用カードの交付)

- 第10条 個人利用カードの交付を受けることのできる者は、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人とする。
- 2 個人利用カードの交付を受けようとする者は、住所又は勤務先等を証する書面を提示し、個人利用カードの交付の申請手続をしなければならない。
- 3 個人利用カードの交付を受けた者は、個人利用カードを亡失し、又は申請手続の内容に変更を生じた場合は、速やかに館長に届け出なければならない。
- 4 個人利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、委員会は、特別の事情があると認める個人利用者に個人利用カードを交付することができる。

(令元教委規則1・一部改正)

(個人利用カードの有効期間)

- 第11条 個人利用カードの有効期間は、交付の日から起算して5年間とする。
- 2 個人利用カードの有効期間は、有効期間満了の前日に更新の申請をすることにより、当該申請の日から起算して5年間延長することができる。
- 3 前条の規定は、個人利用カードの有効期間の更新について準用する。

(令元教委規則1・追加)

(団体貸出し)

- 第12条 団体に図書館資料の貸出しを受けようとする者は、団体利用カードの交付を受けなければならない。
- 2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、団体利用カードを提出しなければならない。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 同一団体が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の種類、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

種類	数量	期間
図書資料	100冊以内	1月以内

(令元教委規則1・旧第11条繰下)

(団体利用カードの交付)

- 第13条 団体利用カードの交付を受けることのできる者は、市内の企業及び事業所等で構成する団体とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 第10条第2項から第4項までの規定は、団体利用カードの交付について準用する。

(令元教委規則1・旧第12条繰下・一部改正)

(団体利用カードの有効期間)

- 第14条 団体利用カードの有効期間は、交付の日から起算して1年間とする。
- 2 団体利用カードの有効期間は、有効期間満了の前日に更新の申請をすることにより、当該申請の日から起算して1年間延長することができる。
- 3 前条の規定は、団体利用カードの有効期間の更新について準用する。

(令元教委規則1・追加)

(電子書籍の貸出し)

- 第15条 第9条第1項の規定により個人利用カードの交付を受けた者は、電磁的記録であってインターネットを通じて利用が可能とされたもの(図書館資料と同等の内容を有するものに限る。次項において電子書籍という。)の貸出しを受けることができる。
- 2 同一人が同時に貸出しを受けることができる電子書籍の数量及び期間は、次のとおりとする。

数量	期間
3点以内	15日以内。ただし、当該電子書籍について他の利用者の予約がない場合は、貸出期間満了の前日に手続きを行うことにより、1回に限り、当該手続きの日から起算して15日間延長することができる。

(令元教委規則1・追加)

草加市立図書館管理規則

(広域貸出し)

第16条 広域的な図書館資料の貸出しは、委員会が必要と認めた地域に居住する個人に対して行うものとする。

2 第9条、第10条第2項から第4項まで及び第11条の規定は、広域貸出しについて準用する。

(令元教委規則1・旧第13条繰下・一部改正)

(損害の弁償)

第17条 故意又は過失により、図書館の施設若しくは設備を破損し、又は図書館資料を紛失し、若しくは破損した者は、館長の指示に従い、これを修理し、又は現品若しくは相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 館長は、前項の規定による弁償が完了するまでの間は、図書館資料の利用を禁止することができる。

(平15教委規則6・旧第15条繰上、令元教委規則1・旧第14条繰下)

(複写利用)

第18条 図書館資料の複写を受けようとする者は、あらかじめ館長に申し出なければならない。

2 複写は、図書館が所有する図書館資料で著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定によるものとし、館長が適当と認めた場合に限る。

(平15教委規則6・旧第16条繰上、令元教委規則1・旧第15条繰下)

(寄贈及び寄託)

第19条 図書館は、図書館資料として寄贈又は寄託を受けることができる。

2 図書館資料として寄贈又は寄託をしようとする者は、館長の定める手続を経なければならない。

3 寄贈及び寄託を受けた図書館資料は、他の図書館所蔵の図書館資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、寄託資料の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

4 寄託を受けた図書館資料の寄託期間は、1年以内とする。ただし、館長は、寄託者と協議の上寄託期間を変更することができる。

5 図書館は、不慮の事情による寄託を受けた図書館資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。

(平15教委規則6・旧第17条繰上、令元教委規則1・旧第16条繰下)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(平13教委規則4・旧第18条繰下、平15教委規則6・旧第19条繰上、平20教委規則2・旧第18条繰上、令元教委規則1・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(草加市立草加図書館規則の廃止)

2 草加市立草加図書館規則(昭和51年教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第6号)

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則により交付されている利用カードは、改正後の第9条の規定により交付された個人利用カードとみなす。この場合において、当該個人利用カードの有効期間は、改正後の第11条の規定にかかわらず、次の各号に定める日までとする。

(1) 平成27年1月31日までに交付されたもの 令和3年1月31日

(2) 平成27年2月1日から令和2年1月31日までに交付されたもの 令和7年1月31日

3 この規則の施行の際現に改正前の規則により交付されている団体利用カードは、改正後の第12条の規定により交付された団体利用カードとみなす。この場合において、団体利用カードの有効期間は、改正後の第14条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

草加市立図書館資料収集方針

○草加市立図書館資料収集方針

平成14年6月10日決裁
平成25年9月13日一部改正

1 目的

草加市立図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等の知的要求に応えるため、資料や情報を提供し、生涯学習活動を支援するとともに、地域文化の発展に努めることを目的とし、この理念を実行するため、ここに収集方針を定める。

2 基本方針

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。（図書館の自由に関する宣言）」とあるように、学問の自由と学習権は、市民の基本的権利の一つであり、市民の生涯学習を支援し、その知的要求に応えるため、自由、公平、公正な立場から現代的課題を踏まえた広範囲な資料収集に努めるものとする。

- (1) 資料の収集に当たっては、広範囲な市民の要求や関心、潜在的な要求、社会の動向を反映させ、将来想定される要求にも配慮した活力のある収集を行う。
- (2) 一時的な利用にとどまらず、長期的な利用も考慮し、組織的で効率的かつ系統的な資料構成になるよう努める。
- (3) 資料の収集にあたる基本姿勢は次のとおりとする。
 - ① 特定の主義、主張に偏ることなく、公平、公正に収集する。
 - ② 多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立って収集する。
 - ③ 著者の思想的、宗教的、政治的な立場にとらわれることなく収集する。
 - ④ 図書館職員の個人的な関心や好みに偏ることなく収集する。
 - ⑤ 個人、組織、団体等からの圧力や干渉に左右されることなく収集する。

3 資料選択基準

(1) 収集資料の種類

- ① 図書
- ② 逐次刊行物
- ③ 視聴覚資料
- ④ マイクロ資料
- ⑤ パンフレット
- ⑥ 地図・地図帳
- ⑦ 電子資料

(2) 種類別の資料収集

① 図書

ア 児童書は、乳幼児から小学生までの各発達段階に応じた資料を収集する。

イ ヤングアダルト・コーナーについては、ティーンエイジャーを主な対象とし、新鮮で活力ある資料を収集する。

ウ 一般書は、市民の多様な要求に応えられるよう、全ての分野について入門書から必要に応じて専門書まで体系的に収集するよう努める。

エ 新鮮で魅力的な資料構成を維持し、充実させるために新刊書を中心に収集し、必要に応じて既刊の図書や各分野の受賞作品等も収集する。

オ 参考図書は、市民の日常的な調査研究に対応できるよう、事典、辞典、年鑑、図鑑、統計書、書誌、索引等を豊富に収集する。

カ 草加市の郷土・行政資料、郷土関連作家資料及び市内の大学、企業等の出版物、埼玉県に関連資料をできる限り収集する。県内他市町村の郷土資料は、近隣市町のものを中心に必要に応じて収集する。姉妹都市等の関連資料は、必要に応じて収集する。

草加市立図書館資料収集方針、草加市立図書館資料の保存・除籍(廃棄)基準

- キ 松尾芭蕉及び水の開連資料はできる限り収集する。
- ク 視覚障がい者に配慮して大活字本や点字図書、録音図書を収集する。
- ケ 外国語の図書は、英語を中心に収集し、その他外国語及び草加市と交流のある都市の外国語についても必要に応じて収集する。
- コ ドナルド・キーンに関する資料をできる限り収集する。

② 逐次刊行物

- ア 新聞は、全国紙、地方紙（埼玉県、東京都）の主なものを収集する。専門紙、機関紙、外国紙については、必要に応じて収集する。
- イ 雑誌は、各主題毎のバランスを配慮して収集する。
- ウ 専門雑誌は、必要に応じて収集する。
- エ 郷土関連の雑誌は、寄贈も含めて幅広く収集する。
- オ 年鑑、年報類は、幅広く収集する。

③ 視聴覚資料

- ア 音響資料（CD、カセットテープ）は、音楽、諸芸、文学、記録等の基礎的な作品を中心に収集する。
- イ 映像資料（ビデオテープ、DVD）は、記録、文化、科学、美術、スポーツ、諸芸等の基礎的な作品、映画、アニメーションの主要作品を中心に収集する。
- ウ その他絵、写真、ポスター、映画フィルム等の視聴覚資料は、必要に応じて収集する。

④ マイクロ資料

印刷資料及び電子資料では、入手困難なもの、又はマイクロ資料の方が利用しやすいものを収集する。

⑤ パンフレット

必要に応じて収集する。

⑥ 地図・地図帳

草加市に関する資料は、できる限り収集する。

⑦ 電子資料

CD-ROMをはじめ、オンライン・データベースの導入などニューメディアを採用し、収集する。

4 資料選定の手段

- (1) 各種の出版情報を積極的に採り入れ、収集方針をもとに計画的に行う。
- (2) 利用者の要求や利用傾向を把握し、地域の実情や資料的価値を踏まえて行う。
- (3) 選定は、職員が行うが、必要に応じて「選定委員会」等を設置して調整にあたる。最終決定は館長が行う。

5 寄贈

市民からの寄贈は、資料収集方針に照らして選定を行い、受入れの可否を決定する。

○草加市立図書館資料の保存・除籍(廃棄)基準

平成14年6月10日決裁

平成25年9月27日一部改正

1 保存・除籍(廃棄)の基本的な考え方

草加市立図書館は、市民の多様な要求に応えるため、蔵書構成に配慮しつつ資料の新陳代謝を促進するとともに、将来にわたり必要とする資料の保存に努める。そのため、ここに資料の保存及び除籍(廃棄)基準を定める。

2 資料の保存について

保存する資料は、次の各項目に該当した資料とする。

- (1) 各分野で古典、名著と評価されており、今後も引き続き利用されることが確実視される資料

草加市立図書館資料の保存・除籍(廃棄)基準、草加市立図書館協議会条例

- (2) 各分野の資料で類書が少なく、希少価値があると思われる資料
- (3) 歴史的な価値を有するもので、文献的、資料的価値があると思われる資料
- (4) 継続的に収集しており、基礎的なデータや内容の信頼性が高い資料
- (5) 各種文学賞等受賞作品
- (6) 松尾芭蕉や水(川)に関する資料
- (7) 草加市に関する資料
- (8) 保存分担等により定められた資料
- (9) ドナルド・キーンに関する資料
- (10) その他図書館として保存することが望ましいと思われる資料

3 除籍(廃棄)資料は、次の各項目に該当した資料とする。

- (1) 汚損、破損等で使用に耐えられない資料
- (2) 紛失、不明等となっている資料
- (3) 製本、補修等をすることが不可能な資料
- (4) 新しい資料等によって内容が更新されている資料
- (5) 災害、その他やむを得ない事由により回収不能となった資料
- (6) 複本資料
- (7) その他除籍することが望ましいと思われる資料

4 その他

保存、除籍(廃棄)基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に館長が定める。

○草加市立図書館協議会条例

昭和48年10月1日
条例第44号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、草加市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平11条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館法第14条第2項に規定する事項を所掌する。

(平11条例27・全改)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから草加市教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平11条例27・追加、平20条例29・一部改正)

草加市立図書館協議会条例、図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を任命する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、任期中において特別な事由があるときは、委員を解任することができる。

(平11条例27・旧第3条線下)

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平11条例27・旧第4条線下・一部改正)

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の3分の1以上の要請があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11条例27・旧第5条線下・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・旧第6条線下・全改)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第7条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。 (公布の日=昭和48年10月1日)

附 則(昭和62年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。 (公布の日=昭和62年6月29日)

附 則(平成11年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。 (公布の日=平成20年12月17日)

○図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱

平成15年8月28日

教委告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)のサービス体制を拡充するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条及び関係法令の規定に基づき、小学校の図書室等(以下「学校施設」という。)を地域開放することにより中央図書館の分館的な機能を確保し、市民及び児童に対するサービスの提供及び学校施設に関する管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(平19教委告示24・一部改正)

図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱

(対象となる学校施設)

第2条 対象となる学校施設は、小学校において学校教育上支障がなく、地域開放が可能な場所とし、当該学校長との協議が整った施設とする。

(開放日時)

第3条 学校施設の開放日は、草加市立小・中学校管理規則（昭和32年教委規則第15号）第3条に規定する学校休業日を除き、原則として2週間につき1日（回）とし、その開放時間は午前9時30分から午前11時30分まで又は午後2時から午後4時までとする。ただし、草加市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めた場合は、開放日（回）及び開放時間を変更することができる。

(サービスの提供)

第4条 サービスの提供は、中央図書館に準じて図書資料の貸出し、返却及び児童の読書活動への支援などを行うものとする。

(利用者の範囲等)

第5条 利用者の範囲は、草加市立図書館管理規則（平成12年教委規則第1号）第10条第1項に規定する利用カードの交付が受けられる者及び同規則第12条第1項に規定する団体利用カードの交付が受けられる者で、当該利用カードの交付を受けている者とし、その利用にあたっては、当該利用カードを携帯しなければならない。

(図書資料の配本等)

第6条 図書資料の配本は、中央図書館が行う。この場合、児童用の配本については、児童の読書活動を助長するうえで、必要な選書を行い、配本するものとする。

2 前項の規定により配本のあった図書資料及び関係する器具及び備品類は、中央図書館所蔵とし、その管理は中央図書館において行うものとする。ただし、当該学校長との協議により、その業務の全部又は一部を学校長に委任することができる。

(職員体制)

第7条 学校施設の地域開放による図書サービス業務については、委員会が職員を派遣して行うものとする。

(管理責任)

第8条 学校施設の地域開放による図書サービス業務の実施運営において発生した事故等については、委員会がその管理責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成19年教委告示第24号)

この要綱は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）附則第1条本文に規定する日又はこの要綱の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（施行の日＝平成19年12月26日）

図書館要覧

—令和2年版—

令和2年 12月発行

編集・発行 草加市立中央図書館

〒340-0041 草加市松原一丁目1番9号

TEL 048-946-3000 FAX 048-944-3800

<http://www.lib.city.soka.saitama.jp/>
